

出入国在留管理庁 資料

高度外国人材ポイント制の概要

- ▶ 平成24年5月、経済成長等への貢献が期待される高度な能力を持つ外国人について、出入国在留管理上の優遇措置を実施してその受入れを促進するため、「高度人材ポイント制」を導入（在留資格「特定活動」）
- ▶ 平成26年の入管法改正により、平成27年4月から高度人材に特化した在留資格「高度専門職」を新設
- ▶ 平成29年4月、永住許可申請に要する在留期間について、70点以上のポイントで高度外国人材として認められた者については3年、80点以上であれば1年とした

1. 在留資格

項目ごとのポイントを合計し、

70点以上

（学歴・職歴・年収・年齢等の項目）

在留資格「高度専門職」1号 $\xrightarrow{3\text{年}}$ 2号（※号の区分で優遇措置に差）

3つの活動類型があり、加算されるポイント項目に差

(1) 高度学術研究活動
（大学教授や研究者等）

(2) 高度専門・技術活動
（企業で働く技術者等）

(3) 高度経営・管理活動
（企業の経営者等）

2. 優遇措置

1号：①有期で最長の在留期間「5年」の一律付与
②複数の在留資格にまたがる活動を認める

③親の帯同
④外国人家事使用人（1人）の雇用
⑤配偶者の一部職種でのフルタイム就労
⑥在留歴に係る永住許可要件の緩和 等

3年



2号：①在留期間「無期限」の付与
②ほぼ全ての就労資格の活動を行うことが可能

③～⑥等は1号と同じ

高度人材ポイント計算表

高度学術研究分野		高度専門・技術分野		高度経営・管理分野			
学 歴	博士号(専門職に係る学位を除く。)取得者			30	博士号又は修士号取得者(注7)	20	
	修士号(専門職に係る博士を含む。)取得者	20	修士号(専門職に係る博士を含む。)取得者(注7)	20			
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く。)					10	
	複数の分野において、博士号、修士号又は専門職学位を複数有している者					5	
職 歴 (実務経験) (注1)	7年～	15	10年～	20	10年～	25	
	5年～	10	7年～	15	7年～	20	
	3年～	5	5年～	10	5年～	15	
			3年～	5	3年～	10	
年 収 (注2)	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照					40	
						30	
						20	
						10	
年 齢	～29歳	15	～29歳	15			
	～34歳	10	～34歳	10			
	～39歳	5	～39歳	5			
ボーナス① 【研究実績】	詳細は③参照			25	詳細は③参照	15	
				20			
ボーナス② 【地位】					代表取締役、代表執行役	10	
ボーナス③					取締役、執行役	5	
					職務に関連する日本の国家資格の保有(1つ5点)	10	
ボーナス④	イノベーションを促進するための支援措置(法務大臣が告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注3)					10	
ボーナス⑤	試験研究費等比率が3%超の中小企業における就労					5	
ボーナス⑥	職務に関連する外国の資格等					5	
ボーナス⑦	本邦の高等教育機関において学位を取得					10	
ボーナス⑧	日本語能力試験N1取得者(注4)又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者					15	
ボーナス⑨	日本語能力試験N2取得者(注5)(ボーナス⑦又は⑧のポイントを獲得したものを除く。)					10	
ボーナス⑩	成長分野における先端的事業に従事する者(法務大臣が認める事業に限る。)					10	
ボーナス⑪	法務大臣が告示で定める大学を卒業した者					10	
ボーナス⑫	法務大臣が告示で定める研修を修了した者(注6)					5	
ボーナス⑬					経営する事業に1億円以上の投資を行っている者	5	
ボーナス⑭	投資運用業等に係る業務に従事					10	
ボーナス⑮	産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、地方公共団体における高度人材外国人の受入れを促進するための支援措置(法務大臣が認めるもの)を受けている機関における就労					10	
合 格 点						70	

①最低年収基準
高度専門・技術分野及び高度経営・管理分野においては、年収300万円以上であることが必要

②年収記点表				
	～29歳	～34歳	～39歳	40歳～
1000万円	40	40	40	40
900万円	35	35	35	35
800万円	30	30	30	30
700万円	25	25	25	—
600万円	20	20	20	—
500万円	15	15	—	—
400万円	10	—	—	—

③研究実績	高度学術研究分野	高度専門・技術分野
	特許の発明 1件～	20
入国前に公的機関からグラントを受けた研究に従事した実績 3件～	20	15
研究論文の実績については、我が国の国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文(申請人が責任著者であるものに限る。) 3本～	20	15
※ 上記の項目以外で、上記項目におけるものと同等の研究実績があると申請人がアピールする場合(著名な賞の受賞歴等)、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が個別にポイントの付与の適否を判断	20	15

- (注1) 従事しようとする業務に係る実務経験に限る。
- (注2) ※1 主たる受入機関から受ける報酬の年額
※2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入
※3 賞与(ボーナス)も年収に含まれる。
- (注3) 就労する機関が中小企業である場合には、別途10点の加点
- (注4) 同等以上の能力を試験(例えば、BJTビジネス日本語能力テスト)における480点以上の得点)により認められている者も含む。
- (注5) 同等以上の能力を試験(例えば、BJTビジネス日本語能力テスト)における400点以上の得点)により認められている者も含む。
- (注6) 本邦の高等教育機関における研修については、ボーナス⑦のポイントを獲得した者を除く。
- (注7) 経営管理に関する専門職学位(MBA、MOT)を有している場合には、別途5点の加点

※高度学術研究分野については、2つ以上に該当する場合には25点

(1) 成長分野(IT等)において所管省庁が関与する先端プロジェクトに従事する人材に対する加算

10点

各省が関与する成長分野の先端プロジェクトに従事する人材について、特別加算の対象とする。

(2) 高額投資家に対する加算

5点

「高度経営・管理活動」に従事する者が、自己の経営する事業に対して、高額な投資（1億円以上の投資）を行っている場合について、特別加算の対象とする。

(3) トップ大学卒業生に対する加算

10点

以下のいずれかの大学の卒業生（当該大学の大学院の修了者を含む。）について、特別加算の対象とする。

- ① 世界の権威ある大学格付3機関（クアクアレリ・シモンズ社（英国）、タイムズ社（英国）、上海交通大学（中国））の大学ランキングのうち2つ以上において300位以内の大学
- ② 文部科学省が実施するスーパーグローバル大学創成支援事業（トップ型）において、補助金の交付を受けている大学
- ③ 外務省が実施するイノベティブ・アジア事業において、「パートナー校」として指定を受けている大学

追加した各種加算措置(平成29年)

(4) ODAを活用した人材育成事業の修了者に対する加算

5点

日本政府のODAを活用し、外務省が実施する「イノベーティブ・アジア (Innovative Asia)」事業に基づく本邦での研修(研修期間1年以上)を修了した学生について、特別加算の対象とする。

(5) 高度学術研究分野における大卒者等への加算

10点

現行制度では、「高度学術研究分野」の学歴は修士以上が加算対象となっているところ、他の分野と同様に「大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けた」者についても加算の対象とする。

(6) 複数の修士号又は博士号を取得した者に対する加算

5点

現行制度では、複数の学位を取得している場合には、最も上位の学位を基準に加算しているところ、複数分野の専門性を持つ者(複数の博士号又は修士号)について特別加算の対象とする。

(7) 一定の水準の日本語能力(日本語能力試験N2程度)を有する者への加算

10点

現行制度では、日本語能力試験N1取得者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者に対して特別加算の対象としているところ、日本語能力試験N2取得者についても特別加算の対象とする(ポイントはN1が15点に対し、N2は10点とする)。

ただし、本邦に留学経験がある者及び外国の大学において日本語を専攻して卒業した者としてポイントを得た者への重複加算は認めない。

(1) 国家戦略特別区域高度人材外国人受入れ促進事業における特別加算

10点

特区自治体が、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために、補助金等の支援をする企業等で「高度専門職」の在留資格をもって就労しようとする外国人について、特別加算の対象とする。

【本制度を活用している特区自治体】

東京都（令和元年10月～）、広島県（令和元年12月～）

(2) トップ大学卒業者に対する加算の見直し

10点

トップ大学卒業者に対する加算の対象大学を拡大し、以下のいずれかの大学の卒業者（当該大学の大学院の修了者を含む。）についても特別加算の対象とする。（措置の結果、本邦の対象大学は従前の13校から100校以上に拡大。）

- (1) 世界の権威ある大学格付3機関（クアクアレリ・シモンズ社（英国）、タイムズ社（英国）、上海交通大学（中国））の大学ランキングのいずれかに掲げられている本邦の大学
- (2) 文部科学省が実施するスーパーグローバル大学創成支援事業（グローバル化牽引型）において、補助金の交付を受けている大学

（注）上記下線部が見直しにより追加されたもの。

世界に開かれた国際金融センターの実現に向けた 優遇措置の拡充(令和3年)

海外と比肩しうる魅力ある金融資本市場への改革と海外事業者や高度外国人材を呼び込む環境構築を戦略的に進め、世界に開かれた国際金融センター（Finance Place Japan）を実現する

(1) 投資運用業等に従事する金融人材に対する特別加算

10点

第二種金融商品取引業、投資助言・代理業又は投資運用業に従事する金融人材について、特別加算の対象とする。

(2) 投資運用業等に従事する金融人材に対する家事使用人の雇用要件の緩和

第二種金融商品取引業、投資助言・代理業又は投資運用業に従事する金融人材について、下記特例措置の対象とする。

【高度人材（除く金融人材）】	【金融人材（特例措置）】
月額20万円以上の報酬を受けること	
家庭事情要件等（※）あり	家庭事情要件等 なし
家事使用人の人数1人 （世帯年収1,000万円以上）	家事使用人の人数 2人まで （世帯年収3,000万円以上）

※13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事できない配偶者を有すること
又は外国で継続して1年以上雇用していた家事使用人を引き続き雇用すること

法務大臣が認める地方公共団体からの必要な経費に関する補助金の交付 その他これに準ずる支援措置一覧

令和5年5月現在

○ 東京都
金融系外国企業発掘・誘致事業
アクセラレータプログラム(フィンテック分野)
金融系外国企業拠点設立補助金
○ 広島県
広島県内投資促進助成要綱に定める事業のうち、以下に掲げる事業 ○先端・成長産業集積事業 ○先端・成長研究開発集積事業 ○企業人材転入事業 ○研究開発機能拠点化事業
○ 福岡県
・福岡市
福岡市企業立地促進条例の規定による支援措置のうち、以下に掲げるいずれかの対象分野等に該当するもの ○分野 1)知識創造型産業 2)健康・医療・福祉関連産業 3)環境・エネルギー関連産業 4)グローバルビジネス 5)物流関連業 6)都市型工業 ○機能 ・本社機能
福岡市グリーンアジア国際戦略総合特区の推進に関する条例の規定に基づきグリーンアジア国際戦略総合特区内に設置される福岡市グリーンアジア特定国際戦略事業のための施設等に係る固定資産税及び都市計画税の免除
福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業補助金交付要綱に基づく補助金
・北九州市
北九州市市税条例の規定に基づきグリーンアジア国際戦略総合特区内に設置される指定対象事業又は貸付対象事業のための施設等に係る固定資産税の課税免除
北九州市環境未来技術開発助成制度
北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業

○ 京都府
「京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業」のうち、「事業化促進コース」又は「本格的事業展開コース」のいずれかの事業
「企業の森・産学の森」推進事業のうち「事業化促進コース」又は「本格的事業展開コース」のいずれかの事業
次世代地域産業推進事業

○ 宮城県
・仙台市
仙台市本社機能及び研究開発施設立地促進助成金のうち、「本社機能」又は「研究開発施設」に係るもの
「仙台市ソフトウェア業、デジタルコンテンツ業及びデータセンター立地促進助成金」のうち、「ソフトウェア業」又は「デジタルコンテンツ業」に係るもの
「仙台市研究開発施設立地促進助成金」のうち、「研究開発施設」に係るもの
「仙台市本社機能及びバックオフィス等立地促進助成金」のうち、「本社機能」に係るもの

○ 愛知県
愛知県 21世紀高度先端産業立地補助金
愛知県新あいち創造産業立地補助金
愛知県新あいち創造研究開発補助金
アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区における以下の特定国際戦略事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ボーイング787等量産事業 ・関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業 ・Mitsubishi SpaceJetプロジェクト事業 ・ボーイング777X開発・量産事業 ・宇宙機器開発・供給事業

高度人材ポイント制において加算対象となる地方公共団体からの必要な経費に関する補助金の交付その他これに準ずる支援措置に係るガイドライン

出入国在留管理庁
令和5年3月策定

国家戦略特別区域内のみにおいて活用できる特例措置として、平成31年3月から「国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業」を実施してきたところですが、今般、国家戦略特別区域諮問会議における議論等を踏まえ、当該措置を全国展開することとなりました。

そこで、高度人材ポイント制における特別加算項目に、10点を加算するものとして「契約機関が、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための地方公共団体からの必要な経費に関する補助金の交付その他これに準ずる方法による支援であって、当該地方公共団体における高度人材外国人の受入を促進するものであると法務大臣が認めるものを受けていること。」を追加しています。

当該特別加算項目において、加算の対象となる地方公共団体からの補助金の交付等による支援（以下「加算対象事業」という。）について、法務大臣による認定にあたっては以下のような事項を考慮します。

ただし、これらの事項は、法務大臣が考慮する代表的な要素であり、これらの事項に該当する場合であっても、その他の事情を含め総合的に考慮した結果、加算対象事業と認めないこともあります。

1 措置概要

(1) 特別加算の趣旨

地方公共団体において高度人材外国人の受入を促進し、産業の国際競争力の強化・国際的な経済活動の拠点の形成を図る。

(2) 特別加算の内容

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための地方公共団体からの必要な経費に関する補助金の交付等の方法による支援であって、当該地方公共団体における高度人材外国人の受入を促進するものであると法務大臣が認める支援を受けている契約機関において受入れられる外国人について、高度人材ポイント制において10点の特別加算が認められます。

(3) 加算対象事業の要件

地方公共団体がその行う事業について法務大臣の認定を申請し、法務大臣が認めた場合に、加算対象事業となります。

(4) 高度人材ポイント制による加算期間

原則として、現に企業が加算対象事業による支援を受けている期間（事業報告

の期間を含まない。）のみ加算期間となります。

2 法務大臣が考慮する事項

加算対象事業に該当するか否か法務大臣が認定する際、下記の項目等を考慮します。

(1) 事業の実施主体

地方公共団体が実施する事業であることが必要です。ただし、事業の一部を関連団体等を通じて実施している場合には、当該団体と地方公共団体の役割分担の状況等に基づき、個別に該当性を判断します。

(2) 対象事業

加算対象事業としては、地方公共団体が企業自体（法令違反状況、業種等）や当該企業の行う事業内容について一定の要件を設け、かつ、適切に審査、選定等を行っていることが必要となります。

また、当該企業の行う支援対象となる事業内容については、事業拡大や本社機能の移転に伴う建物等の新設など、「産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る」ことを目的としていることが必要となります。

なお、支援対象としている、企業や企業が行う事業等に係る要件が設けられておらず、審査・選定等が行われなため企業が希望さえすれば支援が受けられるものは、「本邦の公私の機関における高度人材外国人の受入れを促進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成」への寄与の程度が明確ではないため、加算対象事業とは認められません。

(3) 事業の支援方法・規模

支援の方法について、地方公共団体の補助金の交付や支援税制、外国企業の誘致事業（誘致した企業に対し、税制優遇等の支援を行うもの）などが該当します。

また、制度趣旨に鑑みると、あまりに少額・小規模な支援事業である場合、「本邦の公私の機関における高度人材外国人の受入れを促進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成」に直接的につながるとは考えにくいものとなるため、一定程度の規模を有していることが必要となります。

そのため、例えば、

- ・企業経営に関する小規模な相談会の実施
- ・単なる事務用品の購入に対して1件100万円以下の補助をする事業
- ・企業の認定制度で当該認定を受けても税制優遇等の支援の対象とならないもの

などの少額な支援事業では、経済活動への貢献が少ないと考えられることから、加算対象事業として不適当となります。

3 申請方法

申請方法については、出入国在留管理庁 HP に掲載いたしますので御参照ください。また、法務大臣が認めた事業についても当該 HP に掲載いたします。